

令和3年（ワ）第23302号 損害賠償請求事件  
原告 大川原化工機株式会社 外5名  
被告 国 外1名

## 証 拠 説 明 書 (1)

令和3年9月28日

東京地方裁判所 民事第34部甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛

弁護士 鄭 一 志

弁護士 河 村 尚

弁護士 瀬 川 慶

弁護士 小 林 貴 樹

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

なお、原告らが既に提出した訴状において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用います。

記

号証	標目	原本 写し の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲1	履歴事項全部証明書	写し	R3. 8. 25	横浜地方 法務局登 記官	原告会社の事業内容, 役員 構成。
甲2	安全保障貿易管理ガイド ダンス [入門編] 第一版	写し	R3. 3	経済産業 省	外為法による輸出規制の 概要。わが国の安全保障貿易 管理制度が国際輸出管理 レジームでの合意に基づ くものであること。経済 産業省が輸出者の該非判 定のためマトリクス表を 公表し, 活用を促している こと等。
甲3	コントロールリスト (デュアル ユース生物 化学装置及 び関連技 術・ソフト ウェア)	写し	R2. 2. 28	オースト ラリアグ ループ	AG において合意されてい る噴霧乾燥器の規制要件。 AG において合意されてい る滅菌(sterilization)及 び殺菌(disinfection) の 定義等。
甲4	政省令等改 正(2013年 10月15日 施行予定) の概要	写し	H25. 9	経済産業 省	平成25年10月の輸出管 理規制関連の政省令改正 の趣旨。同回生が国際輸出 管理レジームの合意に基づ くものであること等。

甲 5	輸出管理品 目ガイド ス 生物兵 器製造関連 資機材第 6 版（抜粋）	写し	H25. 12	一般財団 法人安全 保障貿易 情報セン ター	本件要件ハの趣旨が製造 前後における曝露の防止 であること。CISTEC 発行 のガイドスにおいても、 噴霧乾燥器にかかる滅殺 菌要件について、本件通達 解釈が適用される旨の記 載がないこと等。
甲 6	輸出管理品 目ガイド ス 生物兵 器製造関連 資機材第 11 版（抜 粋）	写し	H31. 3	一般財団 法人安全 保障貿易 情報セン ター	CISTEC 発行のガイドス においても、噴霧乾燥器に かかる滅殺菌要件につい て、本件通達解釈が適用さ れる旨の記載がないこと 等。
甲 7	第十五改正 日本薬局方 （抜粋）	写し	H18. 3. 31	厚生労働 大臣	日本薬局方の定める微生 物殺滅法の内容。乾熱によ る滅菌は、160℃以上を 120 分保つ必要があるこ と。他方、消毒法 (disinfection)につい ては、乾熱による消毒法は定 められていないこと。さら に、「殺菌」についてはそ の概念の定義すらないこ と等。

甲 8	2020 年度 版 消毒と 滅菌のガイ ドライン第 4 版(抜粋)	写し	R2. 2. 14	大久保憲 等	講学上も、微生物殺滅法は滅菌と消毒に分類されており、「殺菌」なる微生物殺滅法は存在しないこと。微生物殺滅法において乾熱を用いたものは乾熱滅菌のみであり、乾熱消毒であるとか、乾熱殺菌といった手法は存在しないこと等。
甲 9	オーストラ リアグルー プ共通規制 リストハン ドブック Vol.2 生 物兵器関連 の共通規制 リスト(抜 粋)	写し	H26. 2	米国政府	米国政府発行の AG の解説本における噴霧乾燥器の規制に関する解説の内容。AG の規制対象である噴霧乾燥器の特色として、蒸気滅菌機能付きのもの及び薬液消毒機能付きのものが挙げられており、付属ヒーターの乾熱による殺菌については一切言及がないこと。薬液消毒機能付きのものは、滅菌と同程度の微生物殺滅効果を得ることができる手法であり、かつ、産業界において現に用いられているとされていること等。

甲10	調査結果報告書（AG三カ国におけるAG規制リストの国内法令への反映状況）	写し	R3.1.15	弁護士小林貴樹	AG規制リスト自体が国内法令へ未だ反映されていないトルコを除く、日本以外のAG参加国の全てが、「殺菌(Disinfected)」を薬液殺菌に限定する旨の定義規定を含んだ形で、AG規制リストを国内法令に反映させていること等。
甲11	輸出令及び貨物等省令のマトリクス	写し	H26ころ	経済産業省	平成26年当時において公表されていたマトリクス表の内容。噴霧乾燥器の規制要件に関し、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈が示されていないこと等。
甲12	貨物・技術一体化マトリクス表	写し	R2.1ころ	経済産業省	令和2年1月に公表されたマトリクス表の内容。噴霧乾燥器の規制要件に関し、本件解釈通達が追記されたこと等。
甲13	輸出貿易管理令の運用について（経済産業省のホームページに掲載されているもの）	写し	R3.1.22	経済産業省	経済産業省がホームページ上で公表している運用通達において、用語解釈に関する定めは記載が省略されており、マトリクス表を参照するものとされていること等。

甲14	AG ホーム ページのス クリーンシ ョット	写し	R3.9.4	原告ら訴 訟代理人	オーストラリアグループ 共通規制リストハンドブ ックが, AG のホームペー ジに「規制リストハンドブ ック」として掲載されてい ること等。
甲15	温度測定結 果報告書 (RL5)	写し	R2.10.19	■■■■■	本件噴霧乾燥器1の付属 ヒーターで内部に熱風を 送り込んだ場合に特に低 温となる箇所及びその温 度。本件噴霧乾燥器1の乾 燥室測定口は, 付属ヒータ ーで内部に熱風を送り続 けても53℃程度にしか 内部温度が上がらないこ と等。
甲16	温度測定結 果報告書 (L8i)	写し	R2.10.19	■■■■■	本件噴霧乾燥器2の付属 ヒーターで内部に熱風を 送り込んだ場合に特に低 温となる箇所及びその温 度。本件噴霧乾燥器2の乾 燥室測定口は, 付属ヒータ ーで内部に熱風を送り続 けても59℃程度にしか 内部温度が上がらないこ と等。

甲 1 7	温度測定結果報告書 (RL-5)	写し	R3. 3. 27	■■■■■	<p>本件噴霧乾燥器 1 の付属ヒーターで粉体が堆積した状態で内部に熱風を送り込んだ場合に特に低温となる箇所及びその温度。</p> <p>本件噴霧乾燥器 1 の乾燥室測定口は、粉体が堆積した状態で付属ヒーターで内部に熱風を送り続けても 35℃程度にしか内部温度が上がらないこと等。</p>
甲 1 8	温度測定結果報告書 (L-8i)	写し	R3. 3. 27	■■■■■	<p>本件噴霧乾燥器 2 の付属ヒーターで粉体が堆積した状態で内部に熱風を送り込んだ場合に特に低温となる箇所及びその温度。</p> <p>本件噴霧乾燥器 2 の乾燥室測定口は、粉体が堆積した状態で付属ヒーターで内部に熱風を送り続けても 38℃程度にしか内部温度が上がらないこと等。</p>
甲 1 9	実験結果報告書	写し	R3. 6. 21	■■■■■ ら	<p>粉体の状態の大腸菌を 50℃ 9 時間の条件で乾熱処理した場合、粉体層の厚さが少なくとも 1mm 以上であれば、大腸菌は死滅しないこと等。</p>

甲 2 0	実験結果報告書 (RL-5)	写し	R3. 6. 21	ら	本件噴霧乾燥器 1 において大腸菌の粉体を製造後、9 時間の乾熱運転を実施したとしても、装置内部のすべての箇所の大腸菌の感染能力を破壊することはできないこと等。
甲 2 1	実験結果報告書 (L-8i)	写し	R3. 6. 21	ら	本件噴霧乾燥器 2 において大腸菌の粉体を製造後、9 時間の乾熱運転を実施したとしても、装置内部のすべての箇所の大腸菌の感染能力を破壊することはできないこと等。
甲 2 2 の 1	粉体飛散状況報告書 (RL-5)	写し	R3. 1. 12		本件噴霧乾燥器 1 は、噴霧乾燥中及び製品回収時に粉体が飛散する構造であること等。
甲 2 2 の 2	粉体飛散状況報告書 (L-8i)	写し	R3. 1. 12		本件噴霧乾燥器 2 は、噴霧乾燥中及び製品回収時に粉体が飛散する構造であること等。
甲 2 3	報告書	原本	R3. 9. 3		警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。

甲 2 4	報告書	原本	R3. 9. 3	■■■■■ ■	警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。
甲 2 5	報告書	原本	R3. 9. 3	■■■■■	警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。
甲 2 6	報告書	原本	R3. 9. 3	相嶋■■■■■	警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。
甲 2 7	電子メール (亡相嶋)	写し	H31. 1. 28	相嶋静夫	亡相嶋は、平成 31 年 1 月 24 日ころ、警視庁公安部の取調べを受けた際、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はで

					きない。」と指摘していたこと等。
甲28の 1	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 巡査部長 宮本茂樹	平成30年10月3日、本件噴霧乾燥器の輸出に関し、原告会社及び原告大川原らの自宅に対して捜索差押えが行われ、大量の書類、サーバー、パソコン等が押収されたこと等。
甲28の 2	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 警部補阿 部英治	同上。
甲28の 3	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 警部中山 成至	同上。
甲28の 4	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員	同上。

				巡査部長 福田準平	
甲28の 5	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 警部宮園 勇人	同上。
甲29	押収品目録 交付書	写し	R1.8.8	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 巡査村山 宗平	搜索差押え以降,全面的に 警察の捜査に協力し,多数 の証拠を任意に提出した こと等。
甲30	「回答結果 ①」と題す る書面	写し	R2.3ころ	■	同上。
甲31	「事情聴 取」と題す る書面	写し	R2.3ころ	■	搜索差押え時から第一事 件での逮捕時までの1年 以上の間に,原告大川原は 40回,原告島田は35 回,亡相嶋は18回もの任 意の取調べに協力すると ともに,この3名以外に も,原告会社従業員ら関係 者47名が任意の取調べ に協力しており,その回数

					は少なくとも延べ合計 264 回に上ること等。
甲 3 2	「回答結果 ②」と題する書面	写し	R2. 3 ころ	■	任意の取調べの結果, 少なくとも 29 名について警察官面前調書が作成されたこと等。
甲 3 3 の 1	勾留状	写し	R2. 3. 13	東京地方裁判所	令和 2 年 3 月 12 日, 本件被疑事実 1 について ■ 検事が原告大川原らの勾留請求を行い, 同月 13 日, 東京地裁により勾留決定がされたこと等。
甲 3 3 の 2	勾留状	写し	R2. 3. 13	東京地方裁判所	同上。
甲 3 3 の 3	勾留状	写し	R2. 3. 13	東京地方裁判所	同上。
甲 3 4	起訴状	写し	R2. 3. 31	東京地方 検察庁検 察官検事 ■	令和 2 年 3 月 31 日, ■ 検事が原告会社らにつき本件被疑事実 1 に関して起訴したこと等。
甲 3 5 の 1	勾留状	写し	R2. 5. 28	東京地方裁判所	令和 2 年 5 月 27 日, 本件被疑事実 2 について ■ 検事が原告大川原らの勾留請求を行い, 同月 28

					日,東京地裁により勾留決定がされたこと等。
甲35の 2	勾留状	写し	R2.5.28	東京地方 裁判所	同上。
甲35の 3	勾留状	写し	R2.5.28	東京地方 裁判所	同上。
甲36	追起訴状	写し	R2.6.15	東京地方 検察庁検 察官検事 ■■■■	令和2年6月15日,■■■■ 検事が原告会社らにつき 本件被疑事実2について 起訴したこと等。
甲37の 1	保釈請求却 下決定	写し	R2.4.8	東京地方 裁判所	令和2年4月6日,原告大 川原らが保釈請求を行っ たが(1回目),同月8日, 東京地方裁判所がこれを 却下したこと等。
甲37の 2	保釈請求却 下決定	写し	R2.4.8	東京地方 裁判所	同上。
甲37の 3	保釈請求却 下決定	写し	R2.4.8	東京地方 裁判所	同上。
甲38の 1	保釈請求却 下決定	写し	R2.6.23	東京地方 裁判所	令和2年6月18日,原告 大川原らが保釈請求を行 ったが(2回目),同月2 3日,東京地方裁判所がこ れを却下したこと等。
甲38の 2	保釈請求却 下決定	写し	R2.6.23	東京地方 裁判所	同上。
甲38の 3	保釈請求却 下決定	写し	R2.6.23	東京地方 裁判所	同上。

甲39の 1	保釈請求却 下決定	写し	R2. 8. 31	東京地方 裁判所	令和2年8月26日, 原告 大川原らが保釈請求を行 ったが(3回目), 同月3 1日, 東京地方裁判所がこ れを却下したこと等。
甲39の 2	保釈請求却 下決定	写し	R2. 8. 31	東京地方 裁判所	同上。
甲39の 3	保釈請求却 下決定	写し	R2. 8. 31	東京地方 裁判所	同上。
甲40	保釈請求却 下決定	写し	R2. 10. 2	東京地方 裁判所	令和2年9月29日, 亡相 嶋が貧血症状を発症して 輸血処置を受け, 上部消化 管出血が疑われる状態 であったことから, 緊急の治 療の必要性があるため保 釈請求を行ったが(亡相嶋 につき4回目), 同年10 月2日, 東京地方裁判所が これを却下したこと等。
甲41	保釈請求却 下決定	写し	R2. 10. 21	東京地方 裁判所	令和2年10月19日, 亡 相嶋が進行胃癌であるこ とが判明し, 緊急の治療 の必要性があるため保釈請 求を行ったが(亡相嶋につ き5回目), 同年10月2 1日, 東京地方裁判所がこ れを却下したこと等。

甲42の 1	保釈請求却 下決定	写し	R2. 12. 4	東京地方 裁判所	令和2年12月1日, 原告 大川原らが保釈請求を行 ったが(4回目。亡相嶋に ついては6回目), 同月4 日, 東京地方裁判所がこれ を却下したこと等。
甲42の 2	保釈請求却 下決定	写し	R2. 12. 4	東京地方 裁判所	同上。
甲42の 3	保釈請求却 下決定	写し	R2. 12. 4	東京地方 裁判所	同上。
甲43の 1	保釈許可決 定	写し	R2. 12. 28	東京地方 裁判所	令和2年12月25日, 原 告大川原らが保釈請求を 行ったところ(5回目。亡 相嶋については7回目), 同月4日, 東京地方裁判所 がこれを認め保釈決定を 行ったこと等。
甲43の 2	保釈許可決 定	写し	R2. 12. 28	東京地方 裁判所	同上。
甲43の 3	保釈許可決 定	写し	R2. 12. 28	東京地方 裁判所	同上。
甲44の 1	準抗告決定	写し	R2. 12. 28	東京地方 裁判所	令和2年12月28日, 原 告大川原らの保釈を認め る保釈決定に対して検察 官が準抗告し, 東京地方裁 判所がこれを認め, 保釈決 定を取り消して保釈請求 を却下する旨の決定を行 ったこと等。

甲44の 2	準抗告決定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	同上。
甲44の 3	準抗告決定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	同上。
甲45の 1	保釈許可決 定	写し	R3.2.4	東京地方 裁判所	令和3年1月29日,原告 大川原らが保釈請求を行 ったところ(6回目。亡相 嶋については8回目),同 年2月4日,原告大川原及 び原告島田について,東京 地方裁判所がこれを認め 保釈決定を行ったこと等。
甲45の 2	保釈許可決 定	写し	R3.2.4	東京地方 裁判所	同上。
甲46	申入書 配 達証明書付 ける	写し	R2.10.1	弁 護 人 河 村 尚	令和2年9月25日,亡相 嶋は,東京拘置所内で貧血 の症状を発症し,複数回に わたり輸血処置を受ける とともに,その際,東京拘 置所内の医師より,黒色便 が見られることから消化 官出血が疑われると診断 されたこと,及び東京拘置 所長に至急治療を行うよ う申し入れたこと等。
甲47	申入書 配 達証明書付 ける	写し	R2.10.6	弁 護 人 河 村 尚	令和2年10月1日,東京 拘置所の医師により内視 鏡検査が実施された結果, 幽門部付近に大きな潰瘍

					が発見されたこと,及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れたこと等。
甲48	申入書 配達証明書付き	写し	R2.10.8	弁護士河村尚	令和2年10月1日の病理検査の結果,当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて,同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された,及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れたこと等。
甲49	申入書 配達証明書付き	写し	R2.10.19	弁護士河村尚	同上。
甲50	申入書 配達証明書付き	写し	R2.10.21	弁護士河村尚	同上。
甲51	勾留執行停止決定	写し	R2.10.9	東京地方裁判所	令和2年10月9日,亡相嶋につき,東京地裁より勾留執行停止決定がなされたこと(令和2年10月16日午前8時から午後4時まで)等。
甲52	診断書	写し	R2.10.16	順天堂大学医学部 順天堂医院	令和2年10月16日,亡相嶋が順天堂大学医学部順天堂医院において診察を受け,亡相嶋の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり,「病

					期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する」と診断されたこと等。
甲53	勾留執行停止決定	写し	R2.10.28	東京地方裁判所	令和2年10月28日、亡相嶋につき、東京地裁より勾留執行停止決定がなされたこと(令和2年同年11月5日から同月20日まで)等。
甲54	勾留執行停止決定	写し	R2.11.16	東京地方裁判所	亡相嶋の勾留執行停止期間が延長されたこと等。
甲55	勾留執行停止決定	写し	R2.12.9	東京地方裁判所	亡相嶋の勾留執行停止期間が延長されたこと等。
甲56	死亡診断書	写し	R3.2.7	■■■■病院	令和3年2月7日、亡相嶋が進行胃癌のため死亡したこと等。
甲57	除籍謄本	原本	R3.8.18	山口県防府市長	亡相嶋の相続人は、同人の妻である原告■■■■, 子である原告■■■■及び原告■■■■の3名であり、その他に相続人はいないこと等。
甲58	除籍謄本	原本	R3.8.18	山口県防府市長	同上。
甲59	改製原戸籍	原本	R3.8.13	横浜市旭区長	同上。
甲60	除籍謄本	原本	R3.8.12	横浜市旭区長	同上。

甲6 1	戸籍謄本	原本	R3. 8. 12	静岡県富士宮市長	同上。
甲6 2	戸籍謄本	原本	R3. 8. 17	横浜市旭区長	同上。
甲6 3	戸籍謄本	原本	R3. 8. 12	横浜市保土ヶ谷区長	同上。
甲6 4の 1	決定（第一事件を公判前整理手続に付する決定）	写し	R2. 4. 27	東京地方裁判所刑事第13部裁判所裁判官渡邊一昭	第一事件が公判前整理手続に付されたこと等。
甲6 4の 2	決定（第二事件を公判前整理手続に付する決定）	写し	R2. 6. 23	東京地方裁判所刑事第13部裁判所裁判官渡邊一昭	第二事件が公判前整理手続に付されたこと等。
甲6 5	打合せメモ（第1回）	写し	R2. 10. 8	東京地方裁判所刑事第13部裁判所書記官長谷川健夫	第1回打合せ期日の経過等。
甲6 6	打合せメモ（第2回）	写し	R2. 11. 20	東京地方裁判所刑事第13部裁判所書記官	第2回打合せ期日の経過等。

				記官長谷 川健夫	
甲67	打合せメモ (第3回)	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第3回打合せ期日の経過 等。
甲68	打合せメモ (第4回)	写し	R3.1.25	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第4回打合せ期日の経過 等。
甲69	打合せメモ (第5回)	写し	R3.3.8	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第5回打合せ期日の経過 等。
甲70	打合せメモ (第6回)	写し	R3.4.15	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第6回打合せ期日の経過 等。

甲71	打合せメモ (第7回)	写し	R3.5.17	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第7回打合せ期日の経過 等。
甲72	打合せメモ (第8回)	写し	R3.6.23	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第8回打合せ期日の経過 等。
甲73	第1回公判 前整理手続 調書(手続)	写し	R3.6.23	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第1回公判前整理手続期 日の経過等。
甲74	第2回公判 前整理手続 調書(手続)	写し	R3.7.16	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第2回公判前整理手続期 日の経過等。
甲75	証明予定事 実記載書	写し	R2.5.18	検察官長 好行	証明予定事実記載書の内 容等。
甲76	証明予定事 実記載書2	写し	R2.6.30	検察官加 藤和宏	検察官が当初採用してい た本件要件ハの解釈論お

					よび本件要件ハ該当性に関する証明予定事実等。
甲77	証明予定事実記載書3	写し	R2.10.26	検察官加藤和宏	同上。
甲78	証明予定事実記載書4	写し	R3.2.25	検察官加藤和宏	検察官の採用する本件要件ハの解釈論および本件要件ハに関する証明予定事実が変遷したこと等。
甲79	予定主張記載書面(1)	写し	R2.8.14	弁護士高田剛ほか5名	弁護人が、本件各噴霧乾燥器は曝露防止措置が採られておらず、また90℃にも至らない箇所が内部に存在すること等を主張したこと等。
甲80	予定主張記載書面(2)	写し	R2.11.6	弁護士高田剛ほか5名	予定主張記載書面の内容等。
甲81	予定主張記載書面(3)	写し	R3.1.18	弁護士高田剛ほか5名	弁護人が、本件各噴霧乾燥器が曝露防止措置を採られていないことに関して主張した内容等。
甲82	予定主張記載書面(5)	写し	R3.5.28	弁護士高田剛ほか5名	予定主張記載書面の内容等。
甲83	予定主張記載書面(6)	写し	R3.6.22	弁護士高田剛ほか5名	予定主張記載書面の内容等。

甲 8 4	予定主張記載書面(7)	写し	R3. 7. 15	弁護士高田剛ほか 5名	予定主張記載書面の内容等。
甲 8 5	証拠開示請求書	写し	R3. 5. 18	弁護士高田剛ほか 4名	弁護人が検察官に対して、捜査メモのうち、噴霧乾燥器メーカー、噴霧乾燥器ユーザー及び研究機関等から聴取した内容等が記載されたものを開示するよう請求したこと等。
甲 8 6	証拠開示請求書	写し	R3. 5. 24	弁護士高田剛ほか 4名	弁護人が検察官に対して、捜査メモのうち、噴霧乾燥器の輸出規制に関する貨物等省令の改正経緯及び当該規制の解釈等について経済産業省及びC I S T E Cから聴取した内容が記載されたものを開示するよう請求したこと等。
甲 8 7	証拠開示命令請求書	写し	R3. 6. 22	弁護士高田剛ほか 4名	弁護人が裁判所に対して、検察官が証拠開示を行わなかった場合に、検察官に開示命令を行うよう請求したこと等。
甲 8 8	証拠一覧表の交付について (9)	写し	R3. 7. 14	検察官駒方希	経済産業省関係者から聴取した内容に関する捜査メモが計13通、C I S T E C関係者から聴取した

					内容に関する捜査メモが計4通存在したこと等。
甲89	(検察) 証拠調べ請求書(甲1~36, 乙1~36)	写し	R2.5.18	検察官長 好行	証拠調べ請求書の内容等。
甲90	(検察) 証拠調べ請求書(甲37~72, 乙37~38)	写し	R2.6.30	検察官長 好行	証拠調べ請求書の内容等。
甲91	(弁護士) 証拠調べ請求書(弁1~2)	写し	R2.10.19	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲92	(検察) 証拠調べ請求書(甲73~77)	写し	R2.12.17	検察官加 藤和宏	証拠調べ請求書の内容等。
甲93	(弁護士) 証拠調べ請求書(弁3~17)	写し	R3.1.18	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲94	(検察) 証拠調べ請求書(甲78~79)	写し	R3.2.25	検察官加 藤和宏	証拠調べ請求書の内容等。

甲 9 5	( 検 察 ) 証 拠 調 べ 請 求 書 ( 甲 80 ~88)	写 し	R3. 3. 26	検 察 官 加 藤 和 宏	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。
甲 9 6	( 検 察 ) 証 人 等 尋 問 請 求 書	写 し	R3. 3. 26	検 察 官 加 藤 和 宏	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。
甲 9 7	( 弁 護 人 ) 証 拠 調 べ 請 求 書 ( 弁 18 ~19)	写 し	R3. 3. 30	弁 護 士 高 田 剛 ほか 4 名	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。
甲 9 8	( 弁 護 人 ) 証 拠 調 べ 請 求 書 ( 弁 20 ~28)	写 し	R3. 5. 7	弁 護 士 高 田 剛 ほか 4 名	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。
甲 9 9	( 弁 護 人 ) 証 拠 調 べ 請 求 書 ( 弁 29 ~30)	写 し	R3. 5. 7	弁 護 士 高 田 剛 ほか 4 名	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。
甲 1 0 0	( 弁 護 人 ) 証 拠 調 べ 請 求 書 ( 弁 31 ~46 の 8)	写 し	R3. 5. 28	弁 護 士 高 田 剛 ほか 4 名	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。
甲 1 0 1	( 弁 護 人 ) 証 拠 調 べ 請 求 書 ( 弁 ( 人 ) 1)	写 し	R3. 6. 10	弁 護 士 高 田 剛 ほか 4 名	証 拠 調 べ 請 求 書 の 内 容 等。

甲102	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁 48~50, 弁 (人)2~3)	写し	R3.6.21	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲103	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁51 ~66)	写し	R3.6.22	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲104	進行に関する上申書	写し	R3.6.18	検察官駒 方和希	検察官が,冒頭陳述を行う ことが困難との理由から 全ての期日を2か月程度 延期することを求めたこ と等。
甲105	進行に関する上申書②	写し	R3.6.21	検察官駒 方和希	同上。
甲106	進行に関する意見書	写し	R3.6.21	弁護士高 田剛ほか 4名	進行に関する上申書に対 する弁護人らの反論の内 容等。
甲107	進行に関する意見書2	写し	R3.6.22	弁護士高 田剛ほか 4名	同上。
甲108	公訴取消申 立書	写し	R3.7.30	検察官駒 方和希	検察官駒方和希より本件 要件ハ該当性の立証困難 を理由とする公訴取消が 申し立てられたこと等。

甲109	「不正輸出で起訴取り消し 東京地検『捜査に反省点』と題する記事	写し	R3.7.31	株式会社 日本経済新聞社	東京地検公判部が報道機関に対して発表した、公訴取消しの理由等。
甲110	「無許可輸出で立件も地検が起訴取り消し 勾留10カ月超」と題する記事	写し	R3.7.31	株式会社 朝日新聞社	同上。
甲111	公訴棄却決定	写し	R3.8.2	東京地方裁判所刑事第13部裁判長 裁判官平出喜一ほか2名	本件各事件につき公訴棄却決定がなされたこと等。
甲112	公判期日取消決定	写し	R3.8.2	東京地方裁判所刑事第13部裁判長 裁判官平出喜一ほか2名	本件各事件につき第1回公判期日の取消決定がなされたこと等。

甲113 の1	「スプレードライヤ不正輸出の疑い、メーカー社長ら逮捕へ」と題する記事	写し	R2.3.11	株式会社 朝日新聞 社	原告大川原らの逮捕が、同人らの実名とともに複数の報道機関により報道されたこと等。
甲113 の2	「軍事転用可能な装置中国に不正輸出の疑いメーカー社長ら逮捕」と題する記事	写し	R2.3.11	日本放送 協会	同上。
甲113 の3	「軍事転用可能な装置、中国へ不正輸出疑い 会社幹部ら逮捕 警視庁」と題する記事	写し	R2.3.11	株式会社 産業経済 新聞社	同上。
甲113 の4	「軍事転用可能機、中国に不正輸出 容疑でメーカー社長ら逮捕」	写し	R2.3.11	株式会社 時事通信 社	同上。

	警視庁」と題する記事				
甲114の1	「外為法違反罪で社長ら起訴 軍事転用可能機器不正輸出」と題する記事	写し	R2.3.31	株式会社産業経済新聞社	原告大川原らの起訴が、同人らの実名とともに報道機関により報道されたこと等。
甲114の2	「【独自】生物兵器に転用可能な精密機械 韓国にも不正輸出で再逮捕」と題する記事	写し	R2.5.26	株式会社フジテレビジョン	原告大川原らの再逮捕が、同人らの実名とともに複数の報道機関により報道されたこと等。
甲114の3	「軍事転用できる乾燥機、韓国にも輸出容疑3人再逮捕」と題する記事	写し	R2.5.26	株式会社朝日新聞社	同上。

甲114 の4	「軍事転用 可能装置 韓国にも不 正輸出容疑 メーカー社 長ら再逮 捕」と題す る記事	写し	R2.5.26	日本放送 協会	同上。
甲114 の5	「警視庁、 不正輸出容 疑で再逮 捕」と題す る記事	写し	R2.5.27	株式会社 日本経済 新聞社	同上。
甲114 の6	「兵器転用 可能装置を 不正輸出疑 い」と題す る記事	写し	R2.5.26	ロイタ ー・ニュー ース・ア ンド・メ ディア・ ジャパン 株式会社	同上。
甲115 の1	給与支払明 細書 (R2.3 月分)	写し	R2.3.25	原告会社	原告大川原の代表取締役報酬が、当初、月額205万円であったこと。原告大川原の代表取締役報酬が、令和3年4月1日以降、月額145万円に減額されたこと。原告大川原の逮捕後も、原告会社が同人に対

					し, 代表取締役報酬を支払っていたこと等。
甲115 の2	給与支払明 細書 (R2.4 月分)	写し	R2.4.24	原告会社	同上。
甲115 の3	給与支払明 細書 (R2.5 月分)	写し	R2.5.25	原告会社	同上。
甲115 の4	給与支払明 細書 (R2.6 月分)	写し	R2.6.25	原告会社	同上。
甲115 の5	給与支払明 細書 (R2.7 月分)	写し	R2.7.22	原告会社	同上。
甲115 の6	給与支払明 細書 (R2.8 月分)	写し	R2.8.25	原告会社	同上。
甲115 の7	給与支払明 細書 (R2.9 月分)	写し	R2.9.25	原告会社	同上。
甲115 の8	給与支払明 細書 (R2.10月 分)	写し	R2.10.23	原告会社	同上。

甲115 の9	給与支払明 細書 (R2.11月 分)	写し	R2.11.25	原告会社	同上。
甲115 の10	給与支払明 細書 (R2.12月 分)	写し	R2.12.25	原告会社	同上。
甲115 の11	給与支払明 細書 (R3.1 月分)	写し	R3.1.25	原告会社	同上。
甲115 の12	給与支払明 細書 (R3.2 月分)	写し	R3.2.25	原告会社	同上。
甲115 の13	給与支払明 細書 (R3.3 月分)	写し	R3.3.25	原告会社	同上。
甲115 の14	給与支払明 細書 (R3.4 月分)	写し	R3.4.23	原告会社	同上。
甲115 の15	給与支払明 細書 (R3.5 月分)	写し	R3.5.25	原告会社	同上。
甲115 の16	給与支払明 細書 (R3.6 月分)	写し	R3.6.25	原告会社	同上。
甲115 の17	給与支払明 細書 (R3.7 月分)	写し	R3.7.21	原告会社	同上。

甲 1 1 6	顧問契約書	写し	H31. 4. 1	原告会社	亡相嶋が原告会社の顧問に就任しており, 最終の顧問契約期間が令和 2 年 3 月 3 1 日まで, 顧問報酬が月額 3 0 万円であったこと等。
甲 1 1 7	給与支払明細書 (R2. 3 月分)	写し	R2. 3. 25	原告会社	亡相嶋の顧問報酬が月額 3 0 万円であったこと。亡相嶋の逮捕後も, 原告会社が同人に対し, 令和 2 年 3 月 3 1 日まで報酬を支払っていたこと等。
甲 1 1 8 の 1	給与支払明細書 (R2. 3 月分)	写し	R2. 3. 25	原告会社	原告島田の取締役報酬が, 当初, 月額 1 0 0 万円であったこと。原告島田の取締役報酬が, 令和 2 年 7 月 1 日以降, 月額 7 5 万円に減額されたこと。原告島田の報酬が, 令和 3 年 4 月 1 日以降, 月額 4 0 万円に減額されたこと。原告島田の逮捕後も, 原告会社が同人に対し, 報酬を支払っていたこと等。
甲 1 1 8 の 2	給与支払明細書 (R2. 4 月分)	写し	R2. 4. 24	原告会社	同上。

甲118 の3	給与支払明 細書 (R2.5 月分)	写し	R2.5.25	原告会社	同上。
甲118 の4	給与支払明 細書 (R2.6 月分)	写し	R2.6.25	原告会社	同上。
甲118 の5	給与支払明 細書 (R2.7 月分)	写し	R2.7.22	原告会社	同上。
甲118 の6	給与支払明 細書 (R2.8 月分)	写し	R2.8.25	原告会社	同上。
甲118 の7	給与支払明 細書 (R2.9 月分)	写し	R2.9.25	原告会社	同上。
甲118 の8	給与支払明 細書 (R2.10月 分)	写し	R2.10.23	原告会社	同上。
甲118 の9	給与支払明 細書 (R2.11月 分)	写し	R2.11.25	原告会社	同上。
甲118 の10	給与支払明 細書 (R2.12月 分)	写し	R2.12.25	原告会社	同上。

甲118 の11	給与支払明 細書 (R3.1 月分)	写し	R3.1.25	原告会社	同上。
甲118 の12	給与支払明 細書 (R3.2 月分)	写し	R3.2.25	原告会社	同上。
甲118 の13	給与支払明 細書 (R3.3 月分)	写し	R3.3.25	原告会社	同上。
甲118 の14	給与支払明 細書 (R3.4 月分)	写し	R3.4.23	原告会社	同上。
甲118 の15	給与支払明 細書 (R3.5 月分)	写し	R3.5.25	原告会社	同上。
甲118 の16	給与支払明 細書 (R3.6 月分)	写し	R3.6.25	原告会社	同上。
甲118 の17	給与支払明 細書 (R3.7 月分)	写し	R3.7.21	原告会社	同上。
甲119	「噴霧乾燥 テスト費用 及び受託加 工基本料 金」と題す る資料	写し	H28.9.21	原告会社	原告会社は、同社製の各噴霧乾燥器について、ユーザーが試験を実施する場合の使用料を定めた規程を設け実際に運用していること。使用料規程において、RL-5及びL-8 iの試験にかかる費用は、1回

					目から4回目までは10万円, 5回目以降は15万円であること等。
甲120	「購入品検査結果」と題する資料	写し	R2. 8. 17	原告会社	本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するための試験にあたり, 原告会社が購入した試験機材が, 合計199万7964円であること等。
甲121	「人件費」と題する資料	写し	R3. 9. 6	原告会社	本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するための試験にあたり, 原告会社が負担した人件費が, 合計623万5169円であること等。
甲122 の1	精算及び出張概要報告書	写し	R2. 4. 1	■■■■■	本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するための試験にあたり, 原告会社が負担した交通費, 宿泊費その他費用が, 合計210万2710円であること等。

甲122 の2	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 4. 16	■■■■	同上。
甲122 の3	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 4. 27	■■■■	同上。
甲122 の4	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 4. 30	■■■■	同上。
甲122 の5	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 5. 25	■■■■	同上。
甲122 の6	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 5. 27	■■■■	同上。
甲122 の7	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 6. 8	■■■■	同上。
甲122 の8	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 6. 15	■■■■	同上。
甲122 の9	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 6. 22	■■■■	同上。
甲122 の10	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 6. 29	■■■■	同上。

甲122 の11	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 7. 13	■■■■	同上。
甲122 の12	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 7. 17	■■■■	同上。
甲122 の13	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 7. 22	■■■■	同上。
甲122 の14	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 7. 29	■■■■	同上。
甲122 の15	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 8. 3	■■■■	同上。
甲122 の16	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 8. 7	■■■■	同上。
甲122 の17	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 8. 17	■■■■	同上。
甲122 の18	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 9. 7	■■■■	同上。
甲122 の19	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 9. 15	■■■■	同上。

甲122 の20	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.11.2	■■■■	同上。
甲122 の21	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.2.10	■■■■	同上。
甲122 の22	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.2.16	■■■■	同上。
甲122 の23	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.3.1	■■■■	同上。
甲122 の24	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.3.18	■■■■	同上。
甲122 の25	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.5.12	■■■■	同上。
甲122 の26	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.5.31	■■■■	同上。
甲122 の27	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.14	■■■■	同上。
甲122 の28	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.28	■■■■	同上。

甲122 の29	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 7. 19	■■■■■	同上。
甲123 の1	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 8. 24	■■■■■ ■	同上。
甲123 の2	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 10. 23	■■■■■ ■	同上。
甲123 の3	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 2. 12	■■■■■ ■	同上。
甲123 の4	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 5. 13	■■■■■ ■	同上。
甲123 の5	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 8. 16	■■■■■ ■	同上。
甲124 の1	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 4. 9	■■■■■	同上。
甲124 の2	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 4. 16	■■■■■	同上。
甲124 の3	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 5. 11	■■■■■	同上。

甲124 の4	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.5.31	■■■■	同上。
甲124 の5	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.11	■■■■	同上。
甲124 の6	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.28	■■■■	同上。
甲124 の7	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.7.19	■■■■	同上。
甲125 の1	御請求書 (R2.3月 分)	写し	R2.4.2	弁 護 士 高田剛	原告会社が、本件各事件に ついての原告会社らの弁 護人らに対して、令和3年 3月11日から令和3年 7月31日までの間に、弁 護士報酬及び費用として、 合計7565万8586 円であること等。
甲125 の2	御請求書 (R2.4月 分)	写し	R2.5.6	弁 護 士 高田剛	同上。
甲125 の3	御請求書 (R2.5月 分)	写し	R2.6.3	弁 護 士 高田剛	同上。
甲125 の4	御請求書 (R2.6月 分)	写し	R2.7.3	弁 護 士 高田剛	同上。

甲125 の5	御請求書 (R2.7月 分)	写し	R2.8.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の6	御請求書 (R2.8月 分)	写し	R2.9.4	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の7	御請求書 (R2.9月 分)	写し	R2.10.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の8	御請求書 (R2.10月 分)	写し	R2.11.4	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の9	御請求書 (R2.11月 分)	写し	R2.12.2	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の10	御請求書 (R2.12月 分)	写し	R3.1.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の11	御請求書 (R3.1月 分)	写し	R3.2.4	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の12	御請求書 (R3.2月 分)	写し	R3.3.2	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の13	御請求書 (R3.3月 分)	写し	R3.4.5	弁護士 高田剛	同上。

甲125 の14	御請求書 (R3.4月 分)	写し	R3.5.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の15	御請求書 (R3.5月 分)	写し	R3.6.3	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の16	御請求書 (R3.6月 分)	写し	R3.7.5	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の17	御請求書 (R3.7月 分)	写し	R3.8.4	弁護士 高田剛	同上。
甲126 の1	出入金明細 照会 (R2.3 月分)	写し	R2.4.30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の2	出入金明細 照会 (R2.4 月分)	写し	R2.5.29	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の3	出入金明細 照会 (R2.5 月分)	写し	R2.6.30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の4	出入金明細 照会 (R2.6 月分)	写し	R2.7.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の5	出入金明細 照会 (R2.7 月分)	写し	R2.8.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。

甲126 の6	出入金明細 照会 (R2. 8 月分)	写し	R2. 9. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の7	出入金明細 照会 (R2. 9 月分)	写し	R2. 10. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の8	出入金明細 照会 (R2. 10月 分)	写し	R2. 11. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の9	出入金明細 照会 (R2. 11月 分)	写し	R2. 12. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の10	出入金明細 照会 (R2. 12月 分)	写し	R3. 2. 1	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の11	出入金明細 照会 (R3. 1 月分)	写し	R3. 2. 26	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の12	出入金明細 照会 (R3. 2 月分)	写し	R3. 3. 31	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の13	出入金明細 照会 (R3. 3 月分)	写し	R3. 4. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。

甲126 の14	出入金明細 照会 (R3.4 月分)	写し	R3.5.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の15	出入金明細 照会 (R3.5 月分)	写し	R3.6.30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の16	出入金明細 照会 (R3.6 月分)	写し	R3.8.3	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の17	出入金明細 照会 (R3.7 月分)	写し	R3.8.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。

以上